



特殊教育における保護者および 児童の権利

手続き上の保護措置に関する通知

個別障害者教育法(IDEA)の規定に従って利
用可能な手続き上の保護の説明
および

Exceptional Children's Educational Act
(ECEA：特殊児童教育法) 執行のコロラド州規制

障害のある児童の教育に関する連邦法の個別障害者教育法(IDEA)では、IDEAおよびアメリカ教育省の規制に従って利用可能な手続き上の保護について十分に説明する通知を障害のある児童の保護者に提供することを義務付けています。本通知のコピーは一学年に一度だけ保護者に提供する必要があります。ただし、次の場合はコピーを保護者に提供しなければなりません。(1)初期の照会または保護者からの評価の要請があった場合、(2)一学年で最初の州への不服申し立てを受けた場合および最初の適正手続きによる不服申し立てを受けた場合、(3)決定が教育環境の変更を構成する懲罰処分を受けた場合、および(4)保護者の要請があった場合。[34 CFR §300.504(a)]

もくじ

一般情報.....	1
事前通知書.....	1
母国語.....	2
電子メールによる通知.....	2
保護者の同意 - 定義.....	2
保護者の同意.....	3
独立教育評価.....	5
情報の機密.....	6
定義.....	6
個人を特定する情報.....	7
保護者への通知.....	7
アクセス権.....	7
記録のアクセス.....	8
1人以上の児童についてのアクセス権.....	8
記録の種類と保管場所.....	8
手数料.....	8
保護者の要請に応じた記録の修正.....	8
ヒアリングの機会.....	9
ヒアリングの手続き.....	9
ヒアリングの結果.....	9
個人情報開示についての同意.....	9
保護措置.....	10
情報の破棄手続き.....	10
州への不服申立て手続き.....	10
適正手続きによる不服申立てヒアリングと州への不服申立ての違い.....	10
州の不服申立て手続きの適用.....	11
最低限の州への不服申立て手続き.....	11
不服申立てを提出する.....	12
適正手続きによる不服申立て手続き.....	13
適正手続きによる不服申立てを提出する.....	13
適正手続きによる不服申立て.....	13
適正手続きによる不服申立て・ヒアリング手続き中の児童の教育環境.....	15
モデル申請書.....	15
仲裁.....	16
解決プロセス.....	17
適正手続きによる不服申立てヒアリング.....	19
公平な適正手続きによるヒアリング.....	19
ヒアリングへ参加する権利.....	20
ヒアリングの決定.....	20
決定の終局性.....	21
ヒアリングのスケジュールと便宜、検討.....	21
民事訴訟（その告訴する時期も含めて）.....	22
弁護士費用.....	22

障害児の懲罰手続き	24
学校の権限	24
懲罰処分の退学による教育環境の変更	26
教育環境の決定	27
控訴（早めに行われる適正手続きによるヒアリングプロセス）	27
控訴中の教育環境	28
特殊教育と関連サービスを受ける資格未決定の児童の保護	28
法執行機関と司法機関による照会と措置	29
公費を利用した保護者による一方的な児童の私立学校への就学選定	30
概要	30

保護者のリソース

一般情報

事前通知書

34 CFR §300.503

お知らせ

教育行政単位¹または州営プログラム²は以下に該当する場合は保護者に書面（特定情報を書面で提供する）で通知しなければなりません。

1. 児童の識別、評価または教育環境の開始を提案、または、無料で適切な公教育(FAPE)の教育環境を変更する場合、または
2. 児童の識別、評価、または児童の教育環境の開始を提案、あるいは無料で適切な公教育(FAPE)の変更を拒否する場合

通知の内容

書面による通知内容には以下を含まなければなりません。

1. 教育行政単位³がとる対応策の提案や拒否についての説明
2. 教育行政単位がなぜ対応策を提案または拒否するのかを説明すること
3. 各評価の手続き・評価・記録について説明していること。または教育行政単位が提案または拒否する決定についての報告を説明していること
4. 個別障害者教育法(IDEA)パート B の条項の手続き上の保護により保護者は保護されている声明を含むこと
5. 教育行政単位が提案する行動または拒否が評価のための初期の照会でない場合、保護者が手続き上の保護についての説明をどのように得られるかを伝えていること
6. IDEA パート B を理解するための助けとなる連絡先を含んでいること
7. 保護者の児童の個別教育プログラム(IEP)チームが考える他の選択肢について説明し、なぜその選択肢が拒否されたかについて説明していること、および
8. 教育行政単位がなぜその対応策を提案したか、または拒否したかについての理由を説明していること

理解できる言語についての通知

通知内容には次を含まなければなりません。

1. 一般の人にも分かりやすい言語で書かれていること、および
2. 保護者の母国語、または保護者が使用する他のコミュニケーション手段。ただし、明らかに実現不可能な場合は除く

¹教育行政単位は特殊児童に教育サービスを提供する学区、連携業務委員会、州チャータースクール機関を指します。
²州営プログラムは教育省が管理する認可学校プログラムで、コロラド州聾啞者・盲人学校、矯正機関、またはフォートローガン郡およびプエブロ郡の青少年矯正機関、精神衛生機関を含む（ただし、これらに限定されない）厚生局によって運営されています。

³本書の目的上、「教育行政単位」という言葉が使われているときは州運営のプログラムも意味するものとします。

もし保護者の母国語や他のコミュニケーション手段が筆記できる言語でない場合、教育行政単位は以下のようにしなければなりません。

1. 通知が保護者の母国語での口頭や他の手段によって翻訳されていること
2. 保護者が通知を理解できるようにすること、および
3. 上記の1と2の項目を満たしている書面上の証拠があること

母国語

34 CFR §300.29

英語の能力が限定されている場合、**母国語**とは以下の意味があります。

1. その人により普段つかわれている言語、または児童の場合は対象となっている児童の親が普段使っている言語
2. 児童と直接接するとき（児童の評価も含む）、児童の家や教育環境において児童が普段使っている言語

聾啞者や盲人または筆記できる言語を使わない者にとって普段使われているコミュニケーション手段（例えば手話や点字・口頭でのコミュニケーション）。

電子メールによる通知

34 CFR §300.505

教育行政単位が親に E メールによる通知の受け取りを提案したとき、以下の通知の受け取りを選ぶことができます。

1. 事前の書面通知
2. 手続き上の保護通知、および
3. 苦情申立ての法手続きに関する通知

保護者の同意 - 定義

34 CFR §300.9

同意とは以下を意味します。

1. 保護者は、保護者の母国語もしくはその他のコミュニケーション手段（手話・点字・口頭など）で、同意を求められている内容について、十分説明を受けること
2. 保護者は書かれている内容を理解し同意するものとする。また同意はリストに載った情報（記録）を（必要な場合）提供する先の者とその内容を説明しているものと理解していること
3. 保護者は、同意は任意のもので、いつでも同意を無効（撤回）にできるが、すでに同意した後または同意を取り下げる前に行われた行動は同意の取消しを無効（元に戻す）にしないと理解していること
4. 児童が特殊教育および関連教育を受け始めた後に、保護者が児童の特殊教育サービスを受けることに対する書面の同意を撤回（取り消す）する場合、教育行政単位は児童が特殊教育および関連サービスを受けたことに関する照会を取り除いて児童の教育記録を修正（変更）する必要はない

保護者の同意

34 CFR §300.300

初期評価の同意

教育行政単位は、IDEA パート B に従って、特殊教育と関連サービスを保護者の児童が受けるかどうかを決定するための初期評価を提案する行動についての**事前の書面通知**と**保護者の同意**で説明のように、これら同意なしで行えるものではありません。

保護者の児童が障害を持っているかどうかを決定する初期評価について説明して同意を得るために、教育行政単位は妥当な努力をしなければなりません。

初期評価への同意は、教育行政単位が特殊教育と関連サービスを保護者の児童に提供し始めることにも同意したという事ではありません。

保護者もしくは児童が他のサービス・利益、または活動を拒否したことを基に、教育行政単位はあるサービスまたは初期評価に関連した活動に対する同意の拒否として使用することはできません。ただし、パートB要件によって教育行政単位がそのようにすることを要求しているものではありません。

児童が公立学校へ通っている、または通わすことを望むために初期評価への同意をすでに断ったまたは同意をしなかった場合、教育行政単位は IDEA の調停・適正手続き・解決のためのミーティング・公平な適正手続きのヒヤリングを利用して児童の初期評価を行う場合があります。ただし、教育行政単位はそれを行う必要はありません（州法に従って、それを行うことが要求されている場合、またはそれを行うことが禁止されている場合は除く）。もし事情により児童への評価が求められない場合、州法がその評価の追求を要求する場合を除き、教育行政単位は配置・身元確認・評価を行う義務を侵害するものではありません。

被後見人の初期評価に対する特別規則

児童が被後見人で、親と暮らしていない場合 -

教育行政単位は次の場合、この児童が障害があるか否かを判定するための初期評価で親の同意を得る必要はありません。

1. 教育行政単位は妥当な努力をしたにもかかわらず、児童の親を見つけることができなかった場合
2. 親権が州法によりはく奪された場合、**または**
3. 判事が親以外の個人に教育に関する決定をし、初期評価の同意をする権利を譲渡した場合

IDEA で使用される被後見人の意味は児童が住む州によって次のように決定されています。

1. 里子
2. 州法で被後見人として見なされる児童、**または**
3. 公共の子どもの福祉機関により保護されている場合

被後見人には里親がある里子は含まれません。

サービスに対する保護者の同意

教育行政単位は児童に初めて特殊教育および関連サービスを提供する前に、説明して同意を得る必要があります。

教育行政単位は児童に初めて特殊教育および関連サービスを提供する前に、説明して同意を得るための適切な努力をしなければなりません。

保護者が児童の初めての特殊教育および関連サービスを受ける要求に対応しない場合、または当該同意を与えることを拒否した、もしくは後に書面による同意を無効（取り消し）にした場合、同意を得るために教育行政単位は手続き上の保護（調停手続き、適正手続きによる不服申立て、解決のための会議、または公平な適正手続きによるヒアリングなど）を使うことはできません。あるいは特殊教育または（IEP チームから勧められた）関連サービスを同意なしで児童に提供します。

保護者が児童が初めて特殊教育および関連サービスを受けることへの同意を拒否した、または当該同意を与えることを拒否した、もしくは後に書面による同意を無効（取り消し）にしたため、結果として教育行政単位が同意を求めた特殊教育および関連サービスを児童に提供できない場合は、教育行政単位には次が適用されます。

1. 特殊教育および関連サービスを児童に提供することができなかったため、児童が利用可能な無料で適切な公教育(FAPE)にする要件の違反にはならない、および
2. 同意を要求した特別教育または関連サービスの児童のための個別教育プログラム(IEP)のための会議を持つ、または児童の IEP を作成する必要はない

児童が初めて特別教育および関連サービスが提供された過程のいずれかで、書面による同意を無効（取り消し）にした場合、教育行政単位は当該サービスを提供し続けることはできないが、これらサービスを停止する前に、**事前の書面通知**で説明されているとおり、事前の書面通知を保護者に提供しなければなりません。

再評価のための保護者の同意

教育行政単位は児童を再評価する前に保護者に説明して同意を得る必要があります。ただし、行政単位が次を証明できる場合は除きます。

1. 子どもの再評価のために同意を得るために適切な措置を取った、**および**
2. 保護者が返答しなかった

保護者が子どもの再評価への同意に拒否する場合、教育行政単位は児童の評価内容に対する拒否を無効にするよう求めるために、調停、適正手続きによる不服申立て、解決のための会議、および公平な適正手続きによるヒアリングの手続きを使って子どもの再評価を追求することができます。ただし、これは必須ではありません。初期評価と同様に、教育行政単位がこのようにして再評価の追求から辞退する場合、IDEA パート B に従ってその義務に違反するものではありません。

保護者の同意を得るための適切な努力の文書化

教育行政単位は初めて特別教育および関連サービスを提供し、初期評価のために再評価し、被後見人の保護者を見つけるために、初期評価に対する保護者の同意を得るために行う適切な努力を文書化する必要があります。文書には教育行政単位が行った分野における次のような試みの記録を含む必要があります。

1. 試みた通話の詳細な記録およびそれらの通話の結果
2. 保護者に送付した通信文書と受け取った回答のコピー、**および**

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

3. 保護者の自宅または勤務先への訪問の詳細な記録とその訪問の結果

その他同意の要件

保護者の同意は、教育行政単位が以下の事項を実施するまでは必要ありません。

1. 児童の評価または再評価の一環として、既存データを検討する、または
2. 事前に全児童の全保護者から同意が必要な場合を除いて、全児童に対して行われる試験またはその他の評価を保護者の児童に対して実施する

教育行政単位は、保護者の拒否を理由に、当該保護者または児童に対するその他のサービス、福祉、活動の提供を拒絶することはできません。

保護者の自費で児童を私立学校に入学させた場合、または児童をホームスクールする場合で、児童の初期評価または再評価に同意しないとき、あるいは同意を促す要請に応じないとき、教育行政単位はその同意を使って手続き（仲裁、適正手続きによる不服申立て、解決のための会議、および公平な適正手続きによるヒアリング）を無効にすることはできません。また、教育行政単位は児童の公正なサービス（保護者が入学させた私立学校における障害のある児童に対するサービス）を受ける資格を考慮する必要はありません。

独立教育評価

34 CFR §300.502

概要

後述のように、保護者は教育行政単位によって得られた児童の評価に同意しない場合、児童の独立教育評価(IEE)を得る権利を有します。

保護者が IEE を要求する場合、教育行政単位は IEE の取得先と、IEE に適用される教育行政単位の基準について提供する必要があります。

定義

独立教育評価とは、児童の教育に責任を持つ教育行政単位に勤めていない、適切な資格を有する試験官が行う評価です。

公費とは、教育行政単位が IDEA パートBの規定に従って、評価の全費用を支払うか、あるいは評価が無料で提供されるかのどちらかで行われる場合をいいます。保護者は、同法パートBの要求事項に適合するため、児童の独立教育評価を州、市、連邦、又は民間の支援団体に公費で依頼することができます。

公費による評価に対する保護者の権利

保護者が教育行政単位による評価に同意しない場合、保護者には公費で IEE（独立教育評価）を実施する権利があります。その場合、以下の要件に従います。

1. 保護者が公費による IEE を書面で要請する場合、教育行政単位は不必要な遅延なく、どちらかに従う必要があります。(a)児童の評価は適切であることを示すために、ヒアリングを要求する適正手続きによる不服申立てをする、**または** (b) IEE の費用を公費で負担する。ただし、教育行政単位は取得した児童の評価は教育行政単位の基準を満たさないものであることをヒアリングで証明する場合は除く。
2. 教育行政単位がヒアリングを要求し、教育行政単位の児童の評価が適切だという最終判決が出た場合でも、保護者は IEE を要請することができますが、公費にはなりません。

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

3. 保護者が IEE を要請した場合、教育行政単位は保護者がなぜ教育行政単位の評価を拒否するのかその理由を聞く場合があります。しかし、教育行政単位は、理由を聞かない場合もあります。教育行政単位は、公費による IEE の実施または適正手続きによるヒアリングの開始を理由なく遅らせて、教育行政単位の評価を擁護することはできません。

教育行政単位が児童の評価を実施する毎に、保護者が同意しない場合、保護者に対して返済される IEE の公費は 1 回のみとします。

保護者による評価

保護者は、児童の独立教育評価を公費で入手した場合、又は、私費で独立教育評価を実施した場合は、保護者はその評価を行政単位と共有しなければなりません。

1. 教育行政単位は、児童に対する無料で適切な公教育(FAPE)の提供に関する決定をする際に、保護者が実施した IEE が行政単位の基準を満たしていればその情報を考慮しなければならない、**および**
2. 保護者または教育行政単位が実施した評価の結果は、児童に関する適正手続きによるヒアリングで証拠として提出できる

行政法審判官による評価依頼

行政法審判官が適正手続きによるヒアリングの一部として独立教育評価の実施を要請した場合、評価の費用は公費となります。

行政単位の基準

独立教育評価が公費で行われる場合、評価の場所や審査官の資格を含む、独立教育評価の基準は、（独立教育評価に対する保護者の権利と一致する範囲内で）教育行政単位の評価の基準と同じでなければなりません。

上記の基準を除いて、教育行政単位は公費で独立教育評価を受けることに関連する条件またはスケジュールを指定することはできません。

情報の機密

定義

34 CFR §300.611

情報の機密性に従って使用された場合：

破棄とは、個人を特定する情報を物理的に破壊または削除し、身元を分からなくすることを意味します。

教育記録とは、34 C.F.R. パート 99（1974 年の家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA) 20 U.S.C. 1232g)に記載されている「教育記録」の定義に従って適用されるすべてのタイプの記録のことです。

関係機関とは、IDEA パート C に基づいて、個人を特定する情報を収集、維持、使用する機関、あるいはそのような情報を有する機関または団体のことです。

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011 年 7 月 1 日改定

個人を特定する情報

34 CFR §300.32

個人を特定する情報は以下のような情報です。

- (a) 児童、児童の保護者、その他家族の名前
- (b) 児童の住所
- (c) 児童の社会保障番号や学生番号など、個人識別情報、または
- (d) 児童の特徴や合理的な確実性をもって児童を特定可能なその他の情報

保護者への通知

34 CFR §300.612

コロラド州教育省(CDE)は、以下の内容を含む個人を特定可能な情報の秘密保護要件について保護者に十分に通知しなければなりません。

1. 通知のうち、州内のさまざまな人口集団の母国語で記載される範囲の説明
2. 児童に関する個人を特定可能な情報（情報の出所も含む）の保持および必要な情報の種類、州が収集する情報の使用方法（情報の収集先も含む）の説明
3. 関係機関が個人を特定可能な情報の保管、第三者への開示、保持および破棄に関して従わなければならない方針と手順の概要、および
4. 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA)に基づく権利および **34 C.F.R. パート 99** に定められた実施規則を含む、当該情報に関する保護者および児童が有するすべての権利についての説明

本格的な身元確認、所在確認、評価活動（別名「子ども探し」）の前に、特殊教育および関連サービスの必要性がある児童を発見、特定、および評価する活動の州内全体に通知を公表し、新聞その他のメディアに発表し、またはその両方を利用して、保護者に適切に通知しなければなりません。

アクセス権

34 CFR §300.613

関係機関は、IDEA パート B に基づき教育行政単位が収集、維持、または使用する児童の教育記録を保護者が検閲しレビューすることを許可しなければなりません。関係機関は個人教育プログラム(IEP)についての会議、または公平な適正手続きによるヒアリング（解決のための会議、または規律についてのヒアリング）を行う前に、不必要な遅延なく、保護者による児童に関する教育記録の検査・検証の要請に応じなければなりません。これは、保護者の要請から **45 暦日**内に行われるものとします。

教育記録を検査・検証する保護者の権利には以下の権利が含まれます。

1. 記録の説明と解釈に関する関係機関からの回答を合理的に要請する
2. 記録を効果的に検査・検証できなかった場合、関係機関に記録のコピー提出を要請する、および

3. 保護者代理人に記録を検査・検証させる

関係機関は、後見人、別居、および離婚について定める適用州法に基づいて保護者が権限を有さない旨の勧告を受けていない限り、その児童に関する記録を検査・検証する権利を保護者が有するとみなすことができます。

記録のアクセス

34 CFR §300.614

関係機関（保護者および関係機関の権限を有する職員以外）は、IDEA パート B に基づいて収集、保持、使用した教育記録へのアクセス権を有する人物の記録を保管します。その記録には、当該人物の氏名、アクセス権限の付与日、および当該人物に記録の使用を認めた目的が含まれます。

1人以上の児童についてのアクセス権

34 CFR §300.615

教育記録に 1 人以上の児童の情報が含まれる場合、保護者には自身の児童に関する部分の情報のみについて検査・検証する権利が与えられるか、特定の情報のみが通知されます。

記録の種類と保管場所

34 CFR §300.616

各関係機関は、保護者から要請があった場合、機関が収集し、保持し、使用した教育記録の種類と保管場所のリストを保護者に知らせます。

手数料

34 CFR §300.617

各関係機関は、保護者の教育記録を検査・検証する権利を妨げない範囲で、IDEA パート B に基づいて作成された保護者に宛てた教育記録のコピー料金を請求できます。

関係機関は IDEA パート B に基づいて教育記録に記載された情報の検索または回収に対して料金を請求しません。

保護者の要請に応じた記録の修正

34 CFR §300.618

保護者が IDEA パート B に基づいて収集、保持、使用された教育記録の情報が不正確、誤解を招く、または児童のプライバシーその他の権利を侵害すると考える場合は、保護者は当該情報を管理する管理機関に対し、情報の修正を要請することができます。

保護者の要請を受けた管理機関は、要請を受けてから合理的な期間内に情報を修正するかどうかを決定します。

管理機関が保護者が要請した情報の修正を拒否した場合、**ヒアリングの機会**に従って拒否の事実と教育記録に記載された情報に対し異議申立てを行うヒアリングに参加する権利があることを、保護者に通知します。

ヒアリングの機会

34 CFR §300.619

関係機関は、要請があれば、教育記録に記載された情報に異議申立てをするヒアリングに参加する機会を保護者に与え、当該情報が不正確、誤解を招く、あるいは児童のプライバシーその他の権利を侵害するものではないことを確認します。

ヒアリングの手続き

34 CFR §300.621

教育記録に記載された情報に異議申立てをするためのヒアリングは、家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA)手続きに従って行なわなければなりません。

ヒアリングの結果

34 CFR §300.620

関係機関がヒアリングの結果、当該情報は不正確、誤解を招かない、あるいは児童のプライバシーその他の権利を侵害するものではないと決定した場合、関係機関は情報を修正し、修正の事実を書面で保護者に通知するものとします。

ヒアリングの結果、関係機関が当該情報は不正確、誤解を招かない、あるいは児童のプライバシーその他の権利を侵害するものではないと決定した場合、情報に対するコメントまたは関係機関の決定に同意しない理由を児童についての記録に書き入れる権利について、保護者に通知します。

児童に関する記録に書き入れるコメントは、以下の条件を満たす必要があります。

1. 対象となる記録または問題の部分を児童の記録の一部として関係機関が保持していること、**および**
2. 関係機関が児童の記録または問題の部分の開示要請があれば、コメントと共にその当事者に開示すること

個人情報開示についての同意

34 CFR §300.622

関係機関以外に個人を特定する情報が開示される前に、保護者の同意を得る必要があります。ただし、教育記録に含まれている情報の開示は、家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA)の下で許可されている場合を除きます。以下の場合を除き、IDEA パート B の要件を満たす目的で関係機関当局に個人を特定する情報を公開する場合は、保護者による事前同意は必要としません。

関係機関が移行サービスを有料で行う場合、又は関係機関が移行サービスを行う場合、児童の個人を特定する情報が関係機関当局へ公開される際は、保護者または、成年の年齢に達した有資格の子どもの同意が必要です。

児童が保護者が居住する同じ学区にない私立学校に入学している、または入学予定である場合は、保護者が居住する学区と私立学校の存在する学区との間で児童の個人を特定する情報を開示する場合、保護者の同意を必要とします。

保護措置

34 CFR §300.623

各関係機関は、個人を特定可能な情報の収集、保管、開示、および破棄の各段階において、その秘密を守ります。

関係機関の職員の1人が、個人を特定可能な情報の秘密保護に責任を持ちます。

IDEA パート B 及び家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA)に基づき個人を特定可能な情報を収集し使用する職員は全員、個人を特定可能な情報の秘密を守る州の方針と手続きに関する訓練・指導を受ける義務があります。

各関係機関は、一般閲覧に備えて個人を特定可能な情報にアクセス権を持つ機関に勤める職員の氏名および役職に関する最新の一覧を維持する必要があります。

情報の破棄手続き

34 CFR §300.624

教育行政単位は児童に教育サービスを提供するために収集、保持、使用した児童に関する個人を特定する情報が必要なくなった場合は保護者に通知する必要があります。

個人情報、保護者の要請があつてから破棄しなければなりません。ただし、児童の氏名、住所、電話番号、学年、出席記録、出席クラス、修了した学年、および終了年度に関する恒久的な記録は、無期限に保持されます。

州への不服申立て手続き

適正手続きによる不服申立てヒアリングと州への不服申立ての違い

IDEA パート B に基づいた規定では、州への不服申立てと、適正手続きによる不服申立てでは異なる手続きとなります。以下に説明のように、いかなる者・機関は署名入りの州への不服申立て書を提出して、教育行政単位またはコロラド州教育省(CDE)によるパート B の要件に違反することを主張し、州への不服申立てをすることができます。保護者、または教育行政単位のみが、障害のある児童の個人情報、評価、教育環境、または児童の無料で適切な公教育(FAPE)規定の開始・変更に対する提案・拒否に関して適正手続きによる不服申立てをすることができます。コロラド州教育省(CDE)の不服申立て当局は一般に、スケジュールが正当な理由で延長されない限り、州への苦情申立てを60暦日以内に解決しなければなりません。行政法審判官(ALJ)は、適正手続きによる不服申立て(話し合いまたは仲裁によって解決していない場合)を受理し、本書の解決プロセスの条項に基づき、解決期間終了後45暦日以内に決定を記載した書面を送付します。保護者または教育行政単位の要請を受けて、ALJ は適正手続きによる不服申立ての一定のスケジュール延長を認めます。州への不服申立て、適正手続きによる不服申立て、解決のための会議、および適正手続きによるヒアリング手続きは以下の通りです。

州の不服申立て手続きの適用

34 CFR §300.151

概要

コロラド州教育省(CDE)は、以下の手続きの書面が必要とします。

1. 州に対する不服申立て解決書。州外の機関又は個人が提出する場合も含む
2. コロラド州教育省(CDE)への不服申立ての提出書
3. 保護者、その他利害関係のある個人（保護者訓練情報センター、保護及び権利擁護機関、独立老人ホーム、その他適切な団体を含む。）から州への不服申立てを広く広める手続き書

適切なサービス拒否の救済手段決

コロラド州教育省(CDE)が適切なサービスを提供できなかったため、保護者が州への不服申立てをした場合、解決するために、コロラド州教育省(CDE)は、以下を確認します。

1. 教育行政単位が取るべき児童のニーズに合ったサービスを提供できなかったことに対する救済手段、および
2. 障害を持つすべての児童に対する将来の適切なサービス

最低限の州への不服申立て手続き

34 CFR §300.152

手続きの期限、最低限の手続き

コロラド州教育省(CDE)は、不服申立てが提出された後 60 暦日以内に、州への不服申立て手続きを実施します。

1. コロラド州教育省(CDE)が調査が必要と認めた場合、独立した現場調査を実施する
2. 申立人に、州への不服の申立て内容に関する追加情報を口頭または書面で提出する機会を与える
3. 教育行政単位に不服申立てに対して以下を含む、最低限対応する機会を与える (a)教育行政単位の自由選択による不服申立ての解決の提案、および (b)不服申立てを提出した保護者及び機関が任意に仲裁を利用する機会
4. すべての関連情報を検証し、教育行政単位が IDEA パート B の要件に違反しているかどうかについて独立した判断をする、および
5. 不服申立人に、申立て内容の各主張への所見、(a)判明した事実および結論、および (b)コロラド州教育省の最終決定の事由を記載した書面を送付する。

スケジュールの延長、最終決定、実施

上記のコロラド州教育省(CDE)の手順で、以下の場合のみ

1. 60 暦日間スケジュールを延長します。(a) 特定の州への不服に関して、異例の事態が存在する、または(b)関係する保護者および教育行政単位またはその他教育行政単位が、仲裁または別の紛争解決手段にかかる期間の延長に自発的に同意している

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

2. コロラド州教育省(CDE)の決定通知書には、必要に応じて、要件を遵守するため(a) 技術援助活動、(b)交渉、および(c)是正措置を含む、最終決定の理由と最終決定の効果的な実施手順も記載されている

州への不服申立てと適正手続きによるヒアリングの解決

以下の適正手続きによる不服申立てを提出するに基づき、州教育省が適正手続きによるヒアリングの一部である州への不服申立てを受理した場合、または州への不服申立てに 1 つまたは複数のヒアリングの対象となっている複数の問題が含まれている場合、州教育省は適正手続きによるヒアリングの一部となっている州への不服申立ての一部を、ヒアリングの結果が出るまで一時停止しなければなりません。ただし、適正手続きによるヒアリングの一部ではない州への不服申立ての問題は上記のスケジュールと手続きに従って解決する必要があります。

同じ当事者（保護者および教育行政単位）たちが関係し、過去に適正手続きによるヒアリングで決定の出た州への不服申立てで取り上げられている問題については、適正手続きによるヒアリングによる決定が拘束力を持ち、コロラド州教育省(CDE)が申立人にその発効を通知します。

教育行政単位が適正手続きによるヒアリングによる決定を行わなかったことに対する不服は、コロラド州教育省(CDE)により解決されます。

不服申立てを提出する

34 CFR §300.153

組織または個人には、上記の手続きに従って署名入りの州への不服申立て書を提出することができます。

州への不服申立てには以下の事項を含む必要があります。

1. 教育行政単位が IDEA パート B またはその規制要件の違反をしたという通知
2. その通知が基にされる事実
3. 不服申立人の署名と連絡先
4. 特定の児童に関する違反
 - (a) 児童の氏名および住所
 - (b) 児童が就学している学校の名前
 - (c) 住所不定の児童または青少年の場合は、連絡方法に関する情報と通っている学校の名前
 - (d) 問題に関連する事実を含む、児童に関する問題の性質の説明、および
 - (e) 州への不服を申立てた時点で既知かつ利用可能な範囲内での問題の解決策

州への不服申立ては、州の不服申立て手続きの適用に従って、州が受理した時点から過去 1 年以内に発生した違反について主張するものでなくてはなりません。

州への不服申立てを提出する申立人は、コロラド州教育省(CDE)に不服を提出すると同時にその児童が属する行政単位に提出しなければなりません。

コロラド州教育省(CDE)の州への不服申立て手続きについての詳細情報、および書式についてはコロラド州教育省(CDE) Exceptional Student Leadership Unit (特殊児童リーダーシップ部) (303)866-6694 までお電話いただくか、コロラド州教育省(CDE) Dispute Resolution (紛争の解決) ウェブサイト：<http://www.cde.state.co.us/spedlaw/info.htm> をご覧ください。

適正手続きによる不服申立て手続き

適正手続きによる不服申立てを提出する

34 CFR §300.507

概要

保護者と教育行政単位は、児童の身元確認、評価、教育環境、または児童への無料で適切な公教育 (FAPE) 提供に関する開始・変更に対する提案、拒否について適正手続きによる不服申立てができます。

適正な手続きによる不服申立ては、保護者または教育行政単位が当該申立ての根拠とされる違反行為を知ってから、または知ったであろう時点から 2 年以内に行わなければなりません。

以下の理由で、保護者が適正手続きによる不服申立てができなかった場合はこのスケジュールは適用されません。

1. 教育行政単位が適正手続きによる不服申立ての対象となっている問題が解決したと誤って表明した、または
2. 教育行政単位が IDEA パート B に従って提出が求められている保護者からの情報を公表しなかった

保護者への情報

教育行政単位は要請があれば、または保護者あるいは教育行政単位が適正手続きによる不服申立てをした場合、保護者に利用可能な無料あるいは低コストの法律サービスあるいはその他の関連サービスについて通知しなければなりません。

適正手続きによる不服申立て

34 CFR §300.508

概要

ヒアリングの要請をするには、保護者または教育行政単位（または保護者の弁護士または教育行政単位の弁護士）が、一方の当事者に適正手続きによる不服申立書を提出する必要があります。不服申立書には以下の事項すべてを記載し、その情報は機密扱いされなければなりません。

不服申立てをした当事者はコロラド州教育省(CDE)に不服申立書のコピーを提出しなければなりません。

不服申立書の内容

適正手続きによる不服申立書には以下の事項を記載します。

1. 児童の氏名
2. 児童の住所
3. 児童が就学している学校の名前

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011 年 7 月 1 日改定

4. 住所不定の児童または青少年の場合は、その児童の連絡方法、就学学校名
5. 問題に関連する事実を含む、提案または拒否に関する児童の問題の本質についての説明、および
6. 不服申立て時点で保護者、行政単位の既知かつ利用可能な範囲内での問題の解決策

適正手続きによるヒアリングを行う前に必要な通知

保護者または教育行政単位（または保護者の弁護士または教育行政単位の弁護士）が上記の情報を含む適正手続きによる不服申立書を提出するまで、保護者または教育行政単位は適正手続きによるヒアリングに参加できません。

不服申立ての十分性

適正手続きによる不服申立書を進めるには、不服申立書が十分であるとみなされなければなりません。申立ての相手方となった当事者（保護者または教育行政単位）が他方の当事者と行政法審判官(ALJ)に、当該申立書の記載事項が要件を満たしていないとする通知を、申立書受領から **15 暦日**以内に書面で通知しない限り、（適正手続きによる不服申立書に必要な事項が全て含まれており）十分であるとみなされます。

保護者または教育行政単位が適正手続きによる不服申立書が記載要件を満たしていないと判断した場合、行政法審判官(ALJ)は適正手続きによる不服申立書を受領してから **5 暦日**以内に、適正手続きによる不服申立書が上記の記載要件を満たしているかを判断し、その結果を速やかに保護者と教育行政単位に書面で通知します。

不服申立ての修正

以下の場合のみ、保護者または教育行政単位は、不服申立てを修正（変更）することができます。

1. 相手方の当事者が、以下に記述された解決のための会議で適正手続きによる不服申立てを解決する機会が与えられ、書面でその変更を承認した場合、または
2. 行政法審判官(ALJ)が適正手続きによるヒアリングが開催される **5 暦日**前までに修正を許可した場合

申立人（保護者または教育行政単位）が適正手続きによる不服申立ての修正を行った場合、解決のための会議（不服申立書受領後 **15 暦日**以内）および解決時期（不服申立書受領後 **30 暦日**以内）は修正された適正手続きによる不服申立書が提出された時点から再度始まります。

適正手続きによる不服申立てへの教育行政単位からの回答

保護者からの適正手続きによる不服申立てについて、**事前通知書**の条項により、教育行政単位が保護者に事前通知書を送付していなかった場合は、教育行政単位は適正手続きによる不服申立てを受領後 **10 暦日**以内に保護者に以下の内容を含めた回答書を送付しなければなりません。

1. 適正手続きによる不服申立てで取り上げられた特定の活動を提案または拒否している理由の説明
2. 児童の個別教育プログラム(IEP)チームが考慮していたその他の選択肢についての説明と、それらの選択肢が拒否された理由

3. 教育行政単位が使用した各評価手続き、査定、記録、報告書に基づき提案された行為を拒否する理由
4. 教育行政単位の提案または拒否する行為に関するその他の要因の説明

上記 1-4 項についての情報提供は、教育行政単位が保護者の適正手続きによる不服申立書が不十分であると主張することを排除するものではありません。

適正手続きによる不服申立ての相手方の回答

前述の条項適正手続きによる不服申立てへの教育行政単位からの回答の例外として、適正手続きによる不服申立書を受領した当事者は、適正手続きによる不服申立書を受領してから 10 暦日以内に、適正手続きによる不服申立ての対象となっている問題に対する具体的な回答を相手方に送付しなければなりません。

適正手続きによる不服申立て・ヒアリング手続き中の児童の教育環境

34 CFR §300.518

後述する障害児に対する懲罰の手続きに規定されている場合を除き、適正手続きによる不服申立てが提出され、適正手続きによるヒアリングの判決または公判を待っている間、児童は保護者と教育行政単位の間で別段の合意がない限り、児童は現在の教育環境に留まります。

当該手続きが公立学校への初回入学のための最初の申請に関わる場合、保護者の同意を得た上で、児童はすべての手続きが完了するまで一般公教育プログラムに在籍します。

児童が 3 歳になったため IDEA パート C サービスを受ける資格を喪失し、IDEA パート C からパート B へ移行する際、適正手続きによる不服申立てが IDEA パート B の初回サービスを受ける申請書に関係している場合、教育行政単位は児童が受けてきたパート C サービスを提供する必要はありません。児童が IDEA パート B の資格があるとみなされ、保護者が特殊教育及び関連サービスを初めて受けることに同意した場合、手続きの結果を保留し、教育行政単位は、(保護者と教育行政単位が同意した) 紛争の対象でない特殊教育・関連サービスを提供しなければなりません。

コロラド州教育省(CDE)が実行した適正手続きによるヒアリングで行政法審判官が保護者の主張の児童の教育環境を変更することが適切であると同意する場合、公正な適正手続きによるヒアリングの判定や司法手続の期間中は、児童が将来在籍する教育環境を現在の教育環境として扱う必要があります。

モデル申請書

34 CFR §300.509

適正手続きによる不服申立ておよび州への不服申立てを支援するため、コロラド州教育省(CDE)はモデル申請書を用意しています。ただし、コロラド州教育省(CDE)または教育行政単位はこれらモデル申請書を使用する必要はありません。ただし、適正手続きによる不服申立てまたは州への不服申立てを提出するには、申請書に必要な情報が記載されていれば、この用紙を使ったりあるいは別の適正モデル用紙を使うことができます。

州への不服申立て、適正手続きによる不服申立て、および調停手続きのためのコロラド州教育省(CDE)のモデル申請書はコロラド州教育省(CDE) Exceptional Student Leadership Unit (特殊児童リーダーシップ部) (303)866-6694 までお電話いただくか、コロラド州教育省(CDE) Dispute Resolution (紛争の解決) ウェブサイト : <http://www.cde.state.co.us/spedlaw/info.htm> をご覧ください。

仲裁

34 CFR §300.506

概要

ミシガン教育省は、保護者と教育行政単位が、適正手続きによる不服申立ての申請をする前に起きた問題を含む IDEA パート B に関連する紛争を解決するために仲裁の手続きを確立しています。仲裁とは、適正手続きによる不服申立てを提出した・しないに関わらず IDEA パート B に基づいて紛争を解決するためのプロセスです。

要件

仲裁のプロセスは以下の通りです。

1. 保護者または教育行政単位の両者とも任意で行う
2. 適性手続きによるヒアリングを受ける保護者の権利を拒否または遅らせるために行うものではない。また、IDEA パート B に基づく保護者のその他の権利を否定するものでもない、**および**
3. 効果的な仲裁技術の訓練を受けた公正な資格を保持する仲裁者が実行する

教育行政単位は、仲裁を利用しないプロセスを使用することを選ぶ保護者と教育行政単位に対して、次の無関係な第三者と都合の良い日時と場所で会う機会を設定することができます。

1. 州内の当該紛争解決団体、保護者訓練・情報センター、地域社会保護者リソースセンターのいずれかとの契約者、**および**
2. 仲裁の恩恵を保護者に説明し、仲裁利用を促す者

コロラド州教育省(CDE)は特殊教育プログラム・関連サービスに関する法規定に詳しい仲裁者のリストを維持しなければなりません。仲裁者は合理的に、公正な方法でランダムに選択されます。

仲裁者の費用はコロラド州教育省(CDE)が負担します。仲裁中の各会議は、保護者と教育行政単位の都合の良い日時と場所で折りよく開催しなければなりません。

仲裁会議で紛争の解決に至った場合は、保護者と行政単位は以下のような法的拘束力を有する契約を結ばなくてはなりません。

1. 仲裁において当事者間で合意した内容すべてを契約書に記載する
2. 仲裁中の議論は秘密にされ、その後の適正手続きによるヒアリングまたは民事裁判において証拠能力としないことを記載する、**および**
3. 保護者と拘束的権威がある行政単位の代表者の両者が、契約に署名する

署名入り仲裁同意書は管轄権を有する州立裁判所（州法に従ってこの種の訴訟を扱う裁判所）または連邦地方裁判所において法的強制力を有します。

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

仲裁中の議論内容は極秘です。IDEA パート B に基づき、その後の適正手続きによるヒアリングまたは連邦裁判、州裁判、民事裁判においての証拠能力は有しません。

仲裁者の公平性

仲裁者とは以下をいいます。

1. コロラド州教育省(CDE)の職員、または教育行政単位の職員ではなく、児童の教育・介護に関係する者、および
2. 仲裁者の目的と相反する個人・専門的利害関係を持っていない者

また、コロラド州教育省(CDE)の職員は同機関からその業務に対して給与を受け取っているため、指定仲裁者は同職員以外の者が行います。

解決プロセス

34 CFR §300.510

解決のための会議

教育行政単位は、適正手続きによる不服申立ての通知を受け取ってから 15 日、適正手続きによるヒアリングが始まる前に、適正手続きによる不服申立書に記載されている事実について具体的な知識を持つ個別教育プログラム(IEP)チームの関係メンバーとで会議を開催しなければなりません。この解決のための会議は以下の条件を満たすものとします。

1. 教育行政単位を代表して決定権を持つ教育行政単位の担当者が出席すること、および
2. 保護者が弁護士を帯同しない限り、教育行政単位を代表する弁護士は出席しないこと

保護者と教育行政単位が会議に出席する IEP チームの関係メンバーを決定します。

この会議の目的は、保護者が適正手続きによる不服申立てとその根拠となる事実について議論することで、教育行政単位が紛争を解決する機会を得ることにあります。

以下の場合には解決会議を開催する必要はありません。

1. 保護者と教育行政単位が会議を放棄することについて書面で同意している、または
2. 保護者と教育行政単位が**仲裁**の条項による会議の仲裁を利用することで同意している

解決期間

教育行政単位が申立書を受領してから 30 暦日以内（解決プロセスの手続き期間中）に適正手続きによる不服申立てを保護者が満足する形で解決できなかった場合、適正手続きによるヒアリングを開催します。

最終決定までの 45 暦日間のスケジュールは、以下に記載のように、30 暦日の解決期間が調整された特定の場合を例外に、30 日間の解決期間の終了時に開始します。

保護者と教育行政単位が解決プロセスの放棄、または仲裁を利用することに同意した場合を除き、保護者が解決のための会議に出席しなければ、解決プロセスと適正手続きによるヒアリングのスケジュールは会議が開催されるまで遅れが生じます。

合理的努力を行ってそれを記録しても、教育行政単位が保護者を解決のための会議に出席させることができなかつた場合は、教育行政単位は、**30 暦日間**の解決期間の最終日に、行政法審判官(ALJ)に適正手続きによる不服申立てを棄却するよう要請することができます。教育行政単位の努力に関する文書には、以下のような、相互に合意した時間と場所を設けようとする試みの記録が含まれていなければなりません。

1. 試みた通話の詳細な記録およびそれらの通話の結果
2. 保護者に送付した通信文書と受け取った回答のコピー、および
3. 保護者の自宅または勤務先への訪問の詳細な記録とその訪問の結果

教育行政単位が保護者の適正手続きによる不服申立てを受領して **15 暦日**以内に解決のための会議を開催しなかつた場合、または解決のための会議に参加しなかつた場合、保護者は行政法審判官(ALJ)に対し **45 暦日**の適正手続きによるヒヤリングのスケジュールを開始することを要請することができます。

30 暦日の解決期間の調整

保護者と教育行政単位が解決のための会議を放棄することを書面で同意している場合は、適正手続きによるヒアリングまでの **45 暦日間**のスケジュールは翌日から始まります。

仲裁または解決のための会議の開始後であつて、**30 暦日間**の解決期間の最終日前に、保護者と教育行政単位が合意が不可能である旨を書面で同意した場合、適正手続きによるヒアリングまでの **45 暦日間**のスケジュールは翌日から始まります。

保護者と教育行政単位が仲裁を利用することに同意した場合、**30 暦日間**の解決期間の最終日に、両当事者は合意に至るまで仲裁プロセスを継続することを書面で同意することができます。ただし、保護者または教育行政単位のどちらかが仲裁プロセスから離脱する場合は、適正手続きによるヒアリングまでの **45 暦日間**のスケジュールは翌日から始まります。

書面の和解契約

保護者と教育行政単位は解決のための会議で紛争の解決に至つた場合は、以下のような法的拘束力を有する契約を結ばなくてはなりません。

1. 保護者と契約締結の権限を持つ教育行政単位代表者の両者の署名、および
2. 管轄権を有する州裁判所（この種の訴訟を受理する権限を持つ州裁判所）または連邦地方裁判所において法的強制力を有する

契約書の検討期間

保護者と教育行政単位が解決のための会議の結果、和解契約を結んだ場合、いずれかの当事者（保護者と行政単位）は **3 営業日**以内に当該署名入り契約を取り消すことができます。

適正手続きによる不服申立てヒヤリング

公平な適正手続きによるヒアリング

34 CFR §300.511

概要

以下に記述された適正手続きによる不服申立てと解決プロセスの手順に従った後、紛争に関する保護者または教育行政単位には、適正手続きによる不服申立てをされた場合に公平な適正手続きによるヒアリングに参加する機会が与えられます。

適正手続きによるヒアリング担当機関

本項で記載のヒアリングは指定行政法審判官が交代制で、コロラド教育省(CDE)が実施します。

行政法審判官(ALJ)

行政法審判官(ALJ)は最低、以下の条件を満たします。

1. コロラド州教育省(CDE)の職員、または児童の教育を提供している教育行政単位の職員でないこと
2. ヒアリングにおける行政法審判官(ALJ)の客観性について、個人的または職業上の利害相反がないこと
3. IDEA の条項、IDEA に関する連邦と州の規則、および IDEA の法的解釈について知識を有し、理解している者、および
4. 適切かつ一般的な法律実務に則って、ヒアリングを実施し、判定を下し、記録するための知識と能力を有していること

コロラド教育省(CDE)は行政法審判官(ALJ)として従事できる有資格者のリストを保持します。

適正手続きによるヒアリングの対象

適正手続きによるヒアリング要請した当事者（保護者または教育行政単位）は、もう一方の当事者の同意がない限り、適正手続きによる不服申立てで対象としなかった問題を適正手続きによるヒアリングで取り上げることはできません。

ヒアリング要請のスケジュール

保護者または教育行政単位が不服に関連する問題を知ってから、あるいは知ったであろう時点から 2 年以内に、保護者または教育行政単位は適正な手続きによる不服申立てに対して公正なヒアリングをしなければなりません。

スケジュールの例外

保護者が適正な手続きによる不服申立てを以下の理由で提出していない場合は、上述のスケジュールは適用しません。

1. 学校が適正手続きによる不服申立ての対象となっている問題が解決したと誤って表明した場合、または

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011 年 7 月 1 日改定

2. 教育行政単位が IDEA パート B のもとで提出が求められている保護者からの情報を公表しなかったために申立てできなかった場合

ヒアリングへ参加する権利

34 CFR §300.512

概要

保護者には適正手続きによるヒアリングに出席する権利があります。控訴の決定、公正な検証に従って、適正手続きによるヒアリング（懲罰手続きに関するヒアリングも含む）または控訴への当事者は次の権利を有します。

1. 弁護士および/または専門知識を有し、障害を持つ児童の問題に関する訓練を受けた個人を帯同するおよび助言を受けることができる。ただし、コロラド州の場合はコロラド州最高裁判所による弁護士資格を持つ者が適切な手続きによるヒアリングで当事者の代理人を務めることができる
2. 証拠を提示し、比較し、詰問し、証人の出席を要求する
3. ヒアリング開催の 5 営業日以前に開示されなかった証拠を、ヒアリングで提出することを差し止める
4. 書面、または保護者の選択によっては電子形式でヒアリングの逐語的な記録を入手する、**および**
5. 書面、または保護者の選択によっては電子形式で、明らかになった事実および決定の内容を入手する

その他の情報公開

適正手続きによるヒアリングの少なくとも 5 営業日前までに、保護者または教育行政単位はヒアリングで提出しようとしている、当日までに実施されたすべての評価結果と当該評価に基づく勧告内容を互いに開示しなくてはなりません。

行政法審判官(ALJ)は、この要件を遵守していない当事者が、相手方当事者の同意なくヒアリングにおいて関連する評価または勧告を提出することを差し止めることがあります。

保護者のヒアリングに関する権利

保護者は以下の権利を有します。

1. ヒアリングの対象となる児童を出席させる
2. ヒアリングを公開する、**および**
3. ヒアリングの内容、明らかになった事実、下された決定の記録を無料で入手する

ヒアリングの決定

34 CFR §300.513

行政法審判官(ALJ)の決定

児童が無料で適切な公教育(FAPE)を受けたかどうかについての行政法審判官(ALJ)の決定は、実質的な根拠に基づくものでなくてはなりません。

手続き違反の問題では、行政法審判官(ALJ)は以下のような手続き上の不備がある場合に限り、児童が無料で適切な公教育(FAPE)を受けられなかったと判断する場合があります。

1. FAPE を受ける児童の権利を妨害した

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

2. 児童への FAPE の提供に関する意思決定プロセスに保護者が参加することを著しく妨げた、または
3. 教育上の利益を奪う原因となった

上記の規定は、行政法審判官(ALJ)が教育行政単位に IDEA のパート B(34 CFR 300.500 ~ 300.536)に従って連邦規則の手続き上の保護措置条項の要件を遵守するよう命令することを妨げるものではありません。

適正手続きによるヒアリングの別の要請

IDEA パート B(34 CFR §§300.500 ~ 300.536)に従った手続き上の保護措置条項には、保護者が既に申立てた適正手続きによる不服とは別に、ある問題について適正手続きによる不服申立てをすることを妨げるものではありません。

州の特殊教育諮問委員会と一般市民への調査結果と決定

コロラド州教育省(CDE)は個人情報情報を削除した後、以下に従わなければなりません。

1. 適切な手続きによるヒアリングの調査結果と決定を州特殊教育諮問委員会へ提出する、および
2. これらの調査結果と決定を一般公開する

決定の終局性

34 CFR §300.514

ヒアリング決定の終局性

正当な手続きによるヒアリング（懲罰に関するヒアリングも含む）の決定は最終的なものです。当事者（保護者または行政単位）のどちらかが以下の通り民事訴訟を起こし不服申立てしない限り、最終的なものです。提訴する期間を含む民事裁判

ヒアリングのスケジュールと便宜

34 CFR §300.515

教育行政単位は 30 暦日解決のための会議期間の終了後、45 暦日以内に、または以下の **30 暦日解決期間の調整**に記載の調整期間終了後から 45 暦日以内にヒアリングの最終決定を下します。

1. 適正手続きによるヒアリングの最終決定が下された場合、および
2. 最終決定のコピーが双方の当事者宛に郵送された場合

口頭弁論に関する適正手続きによるヒアリングは保護者と児童にとって合理的に便利な場所と時間で行ないます。

民事訴訟（その告訴する時期も含めて）

34 CFR §300.516

概要

適正手続きによるヒアリング（懲罰の手続きに関して早めに行われた適正手続きによるヒアリングも含む）における行政法審判官(ALJ)による調査結果と決定を不服とする当事者（保護者または教育行政単位）は、適正手続きによるヒアリングの対象となった問題に関して、民事訴訟を起こすことができます。民事訴訟はそれまでの話し合いの量に関係なく、管轄権を有する（この種の事例を審議できる）州裁判所または合衆国の地方裁判所に不服申立てをする権利があります。

時間の制限

適正手続きによる不服申立てをした当事者（保護者または教育行政単位）、またはその不服申立てに対して回答する当事者は、行政法審判官(ALJ)の決定から **90 暦日**以内に民事訴訟を起こして不服申立てをする権利があります。

追加の手順

民事訴訟において、裁判所は以下を行います。

1. 行政手続きの記録を受け取る
2. 保護者の要請または教育行政単位の要請で追加の証拠ヒアリングを実施する、**および**
3. 決定の根拠を証拠の優位性に置き、裁判所が適切であると判断した救済措置を認める

地区裁判所の管轄

それまでの話し合いの量に関係なく、合衆国の地方裁判所は、**IDEA** パート **B** に従って、民事訴訟について正式の判決を下す権限があります。

解釈の規則 - 消尽

IDEA のパート **B** のいかなる条項も、米国憲法、米国障害者法（1990年）、1973リハビリテーション法第 **V** 編（セクション **504**）、または障害を持つ児童の権利を保護するその他の連邦法において保証されている権利、手続き、救済措置を制限するものではありません。ただし、これら法律に基づいて、**IDEA** パート **B** でも利用可能な民事訴訟を提起する前に、上記の適正手続きは当事者が **IDEA** パート **B** に従って申立てた場合は同じ範囲まで手続きを尽くしている必要があります。これは、**IDEA** のもとで重複する利用可能なその他の法律に基づいて保護者に救済措置が与えられるということです。しかし、一般的にはそうした他の法律に基づく救済措置を利用するには、保護者は直接裁判所に訴える前に、**IDEA** のもとで提供される行政救済措置（適正手続きによる不服申立て、解決のための会議、公平な適正手続きによるヒアリング手続き）を利用しなければなりません。

弁護士費用

34 CFR §300.517

概要

裁判所は、**IDEA** パート **B** に基づく訴訟または手続において、保護者が勝訴した場合、適正な弁護士費用を付与する場合があります。

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および **ECEA** の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定

裁判所（州立裁判所または地方裁判所）は、**IDEA** パート **B** に基づく訴訟または手続きにおいて、**(a)** 重要性を欠く、不合理な、または根拠のない不服申立てをした保護者の弁護士、または **(b)** 訴訟が明らかに重要性を欠き、不合理かつ根拠のないことが判明した後も訴訟を継続した保護者の弁護士に対して、その裁量により、勝訴した州の教育機関または行政単位に適正な弁護士費用を支払うよう命令する場合があります、または

裁判所（州立裁判所または地方裁判所）は、**IDEA** パート **B** に基づく訴訟または手続きにおいて、保護者の適正手続きによるヒアリングまたはその後の訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延目的、不必要な訴訟費用の増額などの、不正な目的でなされたことが明らかになった場合、その裁量により、保護者または保護者の弁護士に対し、勝訴した州の教育機関または行政単位に適正な弁護士費用を支払うよう命令する場合があります。

付与される弁護士費用

裁判所は適正な弁護士費用を付与することができます。

1. 弁護士費用は、提供されたサービスの種類と質に対して訴訟またはヒアリングが行われた地域社会の一般的な相場に基づいて決定される。弁護士費用の計算にボーナスや利益率は考慮されない
2. 保護者宛に書面で和解案の提出後、**IDEA** パート **B** に基づいて訴訟または手続きが行われた弁護士費用は以下のような場合には付与されない
 - a. 和解案が連邦民事訴訟規則 **68** に基づいて行われた場合、または適正手続きによるヒアリングの場合はその手続きが開始される **10** 暦日以上前に提示されたとき
 - b. 和解案が **10** 暦日以内に受け入れられなかった場合、および
 - c. 裁判所または行政法審判官(**ALJ**)が、保護者に与えられた救済措置が和解案に比べて望ましいものではなかったとみなした場合

上述の規定に関わらず、保護者が勝訴し、和解案を拒否することについて実質的に正当であるとされた場合、弁護士費用および関連費用が付与されることがある

3. 個別教育プログラム(**IEP**)チームに対しては、弁護士費用は付与されません。ただし、その会議が裁判所の行政手続きにより開催された場合は例外とする **仲裁**の規定に基づき、仲裁に関しては、費用は付与されない場合がある

解決プロセスの規定に基づき、解決のための会議は行政審判または訴訟提起の結果として開催されたとみなされません。また、弁護士費用の規定において、行政審判または訴訟提起としてみなされません。

IDEA パート **B** に基づき、弁護士費用は以下のような場合には減額される可能性があります。

1. 保護者または保護者の弁護士が訴訟または手続きの間に、紛争の解決を不当に長引かせた
2. 弁護士費用の時間給が、地域社会において類似するサービスに対して同程度の技能、評価、経験を有する弁護士が請求する金額相場よりも不当に高額である
3. 訴訟または手続きの性質を鑑みて、かかった時間およびサービスが過大である、または

4. 適正手続きによる不服申立ての規定に従う適正手続きによる要請通知時に、保護者の弁護士が適切な情報を行政単位に提供しなかった

ただし、州または教育行政単位が訴訟または手続きの最終解決を不当に長引かせた場合、または IDEA パート B の定める手続き上の保護措置要件に違反があった場合、弁護士費用は減額しない場合があります。

障害児の懲罰手続き

学校の権限

34 CFR §300.530

ケース・バイ・ケースの判断

教職員は、学校の行動規範に違反した障害を持つ児童の教育環境の変更が適切であるか否かを判断する際、ケースバイケースで、以下の要件に基づき検討します。

概要

教職員は、行動規範に違反した障害を持たない児童に対して課す懲罰の範囲内で、行動規範に違反した障害児を、現在の教育環境から、適切・暫定的な代替教育環境（どのような教育環境になるかは児童の個別教育プログラム(IEP)チームが決定）、その他の教育環境、または停学にした場合、その期間は連続 10 授業日以下とします。教職員はその児童を別の事由により停学にする場合は、教育環境の変更でない限り、1 学年中に追加で 10 授業日以下であれば連続で停学処分にすることができます（以下の懲罰を受ける障害児の停学の変更の定義を参照）。

障害児が現在の教育環境から 1 学年の間で合計 10 授業日停学にした場合、教育行政単位は同学年の期間中に停学処分になっている間、以下サービスの条項の要件を満たすサービスを提供しなければなりません。

追加の権限

問題行動が児童の障害に伴う発現ではない場合（発現の決定を参照）は、その処罰による教育環境の変更は 10 授業日を超えてはなりません。また、教職員は障害のない児童に対して行う同じ方法と同じ期間の懲罰手続きを障害のある児童に適用します。ただし、以下のサービスの条項に記載の通り、当該児童に対してサービスを提供しなければなりません。当該サービスの暫定的な代替教育環境については児童の IEP チームが決定します。

サービス

現在の教育環境の変更該当した障害のある児童には、暫定的な代替教育環境へ移行してサービスを提供しなければなりません。

教育行政単位は、障害のある児童が教育環境から 10 授業日以内の停学となった場合、同等の事由で停学となった障害の無い児童にサービスを提供している場合のみ、サービスを提供する必要があります。コロラド州では、障害のない児童が短期間の停学となった場合には、一般的に停学期間中にサービスを提

供していません。ただし、停学の決定権限がある機関は各児童が停学期間中に、停学期間後に教育プログラムに復帰する手段として後れを取り戻すための宿題を提供する必要があります。C.R.S.セクション22-33-105(3)(d)(III)

10 授業日を越えて、現在の教育環境から停学させられている障害のある児童は以下に該当します。

1. 別の教育環境に移動している場合であっても、児童は総合教育カリキュラムに参加して個別教育プログラム(IEP)に設定された目標を達成するために別の教育環境で引き続きサービスを受けなければならない、および
2. 児童は適切な場合は、機能的行動評価と、違反行動の再発を防ぐために構築された修正行動介入サービスを受けなければならない

障害のある児童が現在の教育環境から移行して1学年内で**10 授業日**停学になった後、もし現在の停学期間が連続**10 授業日**以内で、且つ停学が教育環境の変更（定義は以下参照）でない場合、教職員はその後児童の担任教師最低一人と協議して、当該児童が別の教育環境ではあるが継続して一般教育のカリキュラムに参加し、児童の IEP 目標達成に向けて成長できるようにするためにはどのサービスがどの程度必要かを決定します。

停学によって教育環境を変更（定義は以下の通り）する場合、対象児童の IEP チームは当該児童が別の教育環境ではあるが継続して一般教育のカリキュラム、その他の教育環境に参加し、児童の IEP 目標達成に向けて成長できるようにするための適切なサービスを決定します。

発現の決定

教育行政単位、保護者、IEP チームの関係メンバー（保護者と教育行政単位が決定）は、行動規範違反を理由とする障害を持つ児童の教育環境を変更する決定から**10 授業日**以内（教育環境を変更しない連続**10 授業日**以下の停学を除く）に、児童が受けている IEP、教師の観察記録、保護者が提供した関連情報を含む、児童のファイルに記載されているすべての関連情報を検討し、問題の行動が以下に該当するかどうかを決定しなければなりません。

1. 問題の行動は児童の障害が原因である、あるいは直接的実質的關係がある、または
2. 問題の行動は教育行政単位が児童の IEP 実施に失敗したことによる直接的結果である

教育行政単位、保護者、IEP チームの関係メンバーが上記のいずれかに当てはまると判断した場合、当該行動は児童の障害に伴う発現であると決定されます。

教育行政単位、保護者、IEP チームの関係メンバーが、問題の行動は教育行政単位が IEP 実施を失敗したことによるものと決定した場合、教育行政単位は速やかにその欠陥の修正計画を立てなければなりません。

問題行動が児童の障害の発現であると決定した場合

教育行政単位、保護者、IEP チームの関係メンバーが問題行動は児童の障害の発現であると決定した場合 IEP チームは以下のいずれかを行わなければなりません。

1. 機能的行動評価を実施する。ただし、教育行政単位が教育環境の変更に至った問題行動が発生する前にすでに機能的行動評価を実施していた場合は除く。また、児童に行動介入計画を実施する、または

2. 児童の行動介入計画が既に存在している場合は、その計画を見直して問題の行動に対処するために必要な修正をする

以下の**特殊な状況**に該当しない場合、保護者と教育行政単位が教育環境の変更を行動介入計画の一部として同意している場合を除いて、教育行政単位は児童を停学した教育環境へ戻す必要があります。

特別な状況

教職員は、問題行動が児童の障害の発現であるかどうかに関わらず、児童が以下のような行動をとった場合には最大 45 授業日間、当該児童を停学にし、暫定代替教育環境（児童の IEP チームが決定する）へ移動させることができます。

1. コロラド州教育省(CDE)または教育行政単位の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事に武器を持ち込む、または所有する
2. コロラド州教育省(CDE)または教育行政単位の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事において、不法薬物（以下定義を参照）を故意に所有、使用、あるいは規制薬物を販売し、または販売を懇願する、**または**
3. コロラド州教育省(CDE)または教育行政単位の管轄下にある学校、学校施設、または学校行事において、他人に重大な身体的傷害（以下定義を参照）を負わせる

定義

規制薬物とは、規制物質法(21 U.S.C. 812(c))セクション 202(c)の附属書 I、II、III、IV または V に定義されている薬物または他の物質を意味します。

違法薬物とは、規制物質を意味しますが、資格を有する医療従事者の監督の下で法的に所有または使用されている物質、または連邦法の定めに基づいて法的に所有または使用されている物質は含まれません。

重大な身体的傷害とは、合衆国法典第 18 編 1365 条第項(3) (h)の条項「重大な身体的傷害」をいいます。

武器とは、合衆国法典第 18 編第 930 条第 1 項(g)の条項(2)に基づき、「危険な武器」を意味する用語です。

通知

行動規範に違反したため児童の教育環境が変更され停学の決定がなされた日に、教育行政単位はその旨の決定を保護者に通知し、手続き上の保護措置に関する通知を提供しなければなりません。

懲罰処分の退学による教育環境の変更

34 CFR §300.536

以下の場合、現在の教育環境から障害児を停学させた場合は、**教育環境の変更**とみなします。

1. 停学が連続して 10 授業日を越えた場合、**または**
2. 児童は以下のようなパターンが理由で一連の停学処分を受けている場合
 - a. 一連の停学により 1 学年でその日数が合計 10 授業日を超えた

- b. 児童の問題行動が以前の一連の停学の原因となった問題行動と類似している、および
- c. 各停学期間の要素、児童が停学となった合計日数、およびその停学となった期間と次の期間の間隔

停学となるパターンが、教育環境の変更に関係しているか否かは、ケースバイケースで教育行政単位が決定します。問題がある場合は、適正手続きと訴訟手続きを通して保護措置の対象となります。

教育環境の決定

34 CFR § 300.531

上記の追加の権限および特別な状況の条項に基づき、個別教育プログラム(IEP)チームは、**教育環境の変更**に該当する停学による暫定代替教育環境を決定しなければなりません。

控訴（早めに行われる適正手続きによるヒアリングプロセス）

34 CFR § 300.532

概要

障害児の保護者は以下に同意しない場合、**適正な手続きによる不服申立て**（上記の適正な手続きによる不服申立て参照）を提出し、適正な手続きによるヒアリングを要請することができます。

1. 懲戒処分 of 既定に従って行われた教育環境に関する決定、または
2. 上記の児童の障害に伴う発現に関する決定

教育行政単位は、現在の教育環境に児童を留めることは、児童またはその他の者に重大な障害をもたらす結果となると判断した場合、適正な手続きによる不服申立て（上記参照）を提出し、適正手続きによるヒアリングを要請することができます。

行政法審判官(ALJ)の権限

行政法審判官の条項に基づき、行政審判官(ALJ)は適正手続きによるヒアリングを行い、意思決定を下さなければなりません。行政審判官(ALJ)は、以下を行います。

1. 行政審判官(ALJ)が、停学は**学校職員の権限**に記載された要件に違反したものであると判断した場合、あるいは児童の行動は児童の障害に伴う発現によるものであると判断した場合、障害を持つ児童を停学前の元の教育環境障に戻す場合がある、あるいは
2. 行政審判官(ALJ)が、当該児童が現在の教育環境に留まることは、児童またはその他の者に重大な傷害をもたらす結果になりうると判断した場合、暫定代替教育環境に **45** 授業日を超えない範囲で移行するよう命令する場合がある

教育行政単位が児童を元の教育環境に戻すことは児童その他の者に重大な傷害をもたらす結果になりうると判断した場合は、これらのヒアリングを繰り返す場合があります。

保護者または教育行政単位が適正手続きによる不服申立てを行いヒアリングを要請した場合、**適正手続きによる不服申立ておよび適正手続きによる不服申立てによるヒアリング**の条項に基づき、以下の場合を除いてヒアリングを実施しなければなりません。

1. コロラド州教育省(CDE)が適正手続きによるヒアリングのスケジュールを早めた場合は、ヒアリング要請日から **20** 授業日以内にヒアリングを実施し、行政審判官(ALJ)はヒアリングの後 **10** 授業日以内に決定を下す必要がある
2. 保護者と教育行政単位が書面で会議をしないことに同意している場合、または仲裁を使用することに同意している場合、適正手続きによる不服申立ての通知を受領してから **7** 暦日以内に解決のための会議を開催しなければならない両者が満足できる形で同意しない場合は適正手続きによる不服申立てを受領してから **15** 暦日以内に、ヒアリングを実施する
3. 州はその他適正手続きによるヒアリングで確立されたものとは異なって早めに行われた場合の適正手続きによるヒアリングのための手続き上の規制を確立します。ただし、スケジュール上、これら規制は適正手続きによるヒアリングに関する本書の規制に一致しなければなりません。

当事者は他の適正手続きによるヒアリングにおける決定で行うように、早めに行われた適正手続きによるヒアリングにおいても同じように行政審判官(ALJ)の決定に対して控訴できます(上記の**控訴**参照)。

控訴中の教育環境

34 CFR §300.533

上記により、保護者または教育行政単位が懲戒処分に関して適正手続きによる不服申立てを提出した場合、**学校職員の権限**の条項に基づき、行政審判官(ALJ)が暫定的代替教育環境を決定するまで、または停学の期間が満了になるまで、いずれか最初に発生するまで、当該児童は暫定的代替教育環境に留まらなければなりません。ただし、保護者および教育行政単位が同意した場合はその限りではありません。

特殊教育と関連サービスを受ける資格未決定の児童の保護

34 CFR §300.534

概要

児童がまた特殊教育・関連サービスを受ける資格が未決定の段階で、行動規範に違反した場合、その懲罰処分の原因となった違反行為が発生する前に、児童は障害児であることを教育行政単位が知りえた(以下に決定された)場合、児童は本通知書に記載された保護を主張することができる場合があります。

懲戒処分についての基本知識

以下の場合、懲戒処分の原因となった問題行動が発生する**前**に児童が障害児であることを行政単位が認識していたとみなされます。

1. 児童の保護者が特殊教育・関連サービスを必要としていると懸念を書面で適切な教育機関の責任者・主任職員、児童の担任教師に通知した場合
2. IDEA パート B に基づき児童の保護者が特殊教育・関連サービスの資格に関係する評価を要請した場合、**または**
3. 児童の担任教師または教育行政単位の他の職員が児童のパターン化した問題行動について教育行政単位の特殊教育の責任者または教育行政単位の主任職員に直接懸念を表していた場合

例外

教育行政単位は以下の場合、児童に障害があることを認識していたとはみなしません。

1. 児童の保護者が児童が評価を受けることを許可しなかったか、特殊教育サービスを受けることを拒否した場合、または
2. 児童は評価を受け、IDEA パート B に基づき障害が無いと判断された場合

知識の基盤が存在しない場合に適用される条件

児童に対し懲戒処分をする前に教育行政単位には児童が障害があるという認識が無かった場合、上記の懲戒処分についての基本知識および例外に従って、児童は同等の問題行動を行った障害の無い児童に対する懲戒処分を受けます。

ただし、児童が懲戒処分を受けている間に、児童を評価する要請があった場合は、評価を速やかに行う必要があります。

評価が完了するまで、児童は学校の権限を持つ者が決定した教育環境に留まります。その教育環境には教育の提供がない停学処分、または放校処分が含まれます。

教育行政単位が実施した評価と、保護者から提供された情報を考慮に入れ、児童には障害があると判断された場合は、IDEA パート B に基づき教育行政単位は上記の懲戒処分も含めて、特殊教育・関連サービスを提供しなければなりません。

法執行機関と司法機関による照会と措置

34 CFR §300.535

IDEA パート B は教育行政単位が以下を実施することを禁じていません。

1. 障害を持つ児童が犯した犯罪を適当な機関に通報すること、または
2. 法執行機関および司法当局が、連邦法および州法を適用し、障害を持つ児童の犯罪行為を取り締まること

記録の転送

教育行政単位が、障害を持つ児童が犯した犯罪を報告する場合は、以下に従う必要があります。

1. 児童の特殊教育の記録および懲戒処分の記録の写しを、犯罪を報告する機関へ、転送する、および
2. 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律(FERPA)で許可された範囲まで児童の特殊教育・懲戒処分の記録を転送する

公費を利用した保護者による一方的な児童の私立学校への就学選定

概要

34 CFR §300.148

IDEA パート B では、教育行政単位が無料で適切な公教育(FAPE)を利用可能としたにも関わらず保護者が障害を持つ児童を私学へ就学させた場合、私立学校へ通う障害を持つ児童の特殊教育および関連サービスを含む教育費の支払いを教育行政単位に求めません。ただし、私立学校のある教育行政単位は、児童を特殊教育を必要とする生徒の数に登録し、34 CFR §300.131 ~ 300.144 に基づき保護者が私立学校へ就学させた児童について IDEA パート B で規定されている特殊教育のニーズを満たさなければなりません。

私立学校への就学選定に対する補償

障害を持つ児童が過去に教育行政単位の管轄する特殊教育および関連サービスを利用しており、その保護者が教育行政単位の同意または照会なく当該児童を私立の幼稚園、小学校、中学校へ就学させた場合であって、裁判所または行政法審判官(ALJ)は、教育行政単位が当該児童に入学前の適切な時期に無料で適切な公教育(FAPE)を利用可能な状態にしなかったこと、および私学への就学が適切であると認めた場合は、行政法審判官(ALJ)または裁判所は教育行政単位に対して保護者への入学費の補償を命じることがあります。行政法審判官(ALJ)または裁判所は保護者による教育環境の選定がコロラド教育省(CDE)および教育行政単位が提供する教育に適用される州の基準を満たしていないとしても、それを妥当であると判断することがあります。

補償の制限

以下の場合、上記の補償は減額または拒否されることがあります

1. (a) 児童が公立学校を停学になる前に保護者が最後に参加した個別教育プログラム(IEP)チームのミーティングにおいて、保護者が公費で児童を私立学校へ就学させることへの関心や意図を含む、教育行政単位が無料で適切な公教育(FAPE)を提供するために提案した教育環境が拒否されたことを IEP チームに伝えなかった場合。または (b) 保護者が児童を公立学校から停学させる少なくとも 10 営業日 (休日中の営業日も含む) 前に、保護者がそのような情報を教育行政単位に書面で通知しなかった場合
2. 保護者が児童を公立学校から停学させる前に、教育行政単位が児童の評価を実施する意向 (適切かつ合理的な評価の目的に関する説明を含む) を保護者に事前通知書で送付していたが、保護者が児童に評価を受けさせなかった、または
3. 保護者の行動が非合理的であると司法当局が認めた場合

上記の通知条件に関わらず、補償額は以下のように取り扱われます。

1. 以下の条件に当てはまる場合、上記の通知をしなかった保護者にも補償額が減額または拒否されることはありません。(a) 教育行政単位が保護者が通知することを妨害した、(b) 保護者は上記の条項に記された保護者の責任に関する通知を受け取らなかった、または (c) 上記の要件を満たすことは児童に肉体的な障害となる場合、および
2. 裁判所または行政法審判官(ALJ)の裁量により、以下のような場合には上記の通知をしなかった保護者にも補償額が減額または拒否されない場合があります。(a) 保護者が英語の読み書きができない場合、または (b) 上記の要件は児童に重大な傷害を与える可能性がある場合 ■

手続き上の保護措置に関する通知
IDEA および ECEA の規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定



保護者のリソース

IDEA 2004

個別障害者教育法(IDEA)は国内の障害のある児童に対してサービスを保証する法律です。IDEAは州および公共機関が650万人以上の障害のある乳幼児、児童、および青少年にどのようにして早期介入、特殊教育および関連サービスを提供するかを管理しています。

障害のある乳幼児（出生から2歳まで）とその家族はIDEAパートCに従って早期介入サービスを、児童および青少年（3歳から21歳まで）はIDEAパートBに従って特殊教育および関連サービスを受けます。

<http://idea.ed.gov/>

コロラド州教育省

Exceptional Student Leadership Unit（特殊児童リーダーシップ部）ウェブサイトは教師、管理者、および障害、天才、独自の才能、または特殊なニーズがある英語学習者のため特殊教育が必要な生徒の保護者のためのリソースです。

Colorado Department of Education（コロラド教育省）、Exceptional Student Leadership Unit（特殊児童リーダーシップ部）、Office of Dispute Resolution（紛争解決事務所）1560 Broadway, Suite 1175, Denver, CO 80202 USA

www.cde.state.co.us/cdesped/index.asp
303-866-6694

特殊教育法ウェブページはコロラド州特殊教育法についての情報を提供するためのものです。このサイトから特殊教育法のパンフレット、適正手続きによるヒアリング、および連邦への不服申し立ての決定を検索し、ダウンロードすることができます。州の特殊教育規則である **Rules for the Administration of the Exceptional Children's Educational Act**（特殊児童教育法の管理者のための規則）も次からダウンロードできます。

<http://www.cde.state.co.us/spedlaw/index.htm>

Early Childhood Connections

Early Childhood Connections（幼少期コネクション）は個別障害者教育法(IDEA)に従ったコロラド州の乳幼児のための取り組みです。幼少期コネクションは各機関協力の取り組みです。遂行の主導機関はコロラド州厚生省です。

www.earlychildhoodconnections.org
1-877-777-4041

PEAK Parent Center

PEAK Parent Center（PEAK保護者センター）はParent Training and Information Center（PTI：保護者のための訓練および情報センター）として連邦政府によって指定されたコロラド州のセンターです。PEAKは電話ホットライン、ワークショップ、会議、ウェブサイト、および出版物などのサービスを通して家族その他を支援します。PTIセンターとしてPEAKは保護者間の支援を提供しますが、支援グループの会合は開きません。家族との1対1の支援をし、児童の成果を向上させる体制を変えるために州政府や教育、リハビリおよび医学界との連携をします。

www.peakparent.org
1-800-284-0251

The Legal Center for People with Disabilities & Older People

Legal Center（司法支援センター）は公民権や差別問題を専門とする独立公益非営利団体です。コロラド州内の知的障害や身体障害のある人々、HIV感染者、老人の人権、公民権、および法的権利を守ります。

www.thelegalcenter.org
1-800-288-1376

手続き上の保護措置に関する通知
IDEAおよびECEAの規定により
コロラド州教育省
2011年7月1日改定